

令和7年デジタル庁政策評価・行政事業レビュー実行計画

令和6年 12 月 27 日
内閣総理大臣決定

1 目的

この計画は、政策評価法第7条第1項及び行政事業レビュー実施要領に基づき、政策評価及び行政事業レビュー（以下「政策評価等」という。）について、計画期間、事後評価の対象及び方式、行政事業レビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等必要な事項を定め、計画的に実施することを目的とする。

2 計画期間

本計画は、令和7年1月から令和7年12月末までとする。

3 事後評価の対象と方式

事後評価は、デジタル庁施策評価基本計画に基づき、行政事業レビューと連携して政策評価を行う。なお、評価対象施策は別に定める政策体系中の施策より選定し、施策に適した評価方式により評価を行うとともに、有識者会議で議論を行うこととする。

デジタル庁政策体系		
	主要な政策	施策
政策 1	デジタル社会の形成に関する施策の推進	・ デジタル社会の形成に関する施策
政策 2	情報通信技術等の適正・効率化に関する施策の推進	・ 情報通信技術等の適正・効率化に関する施策

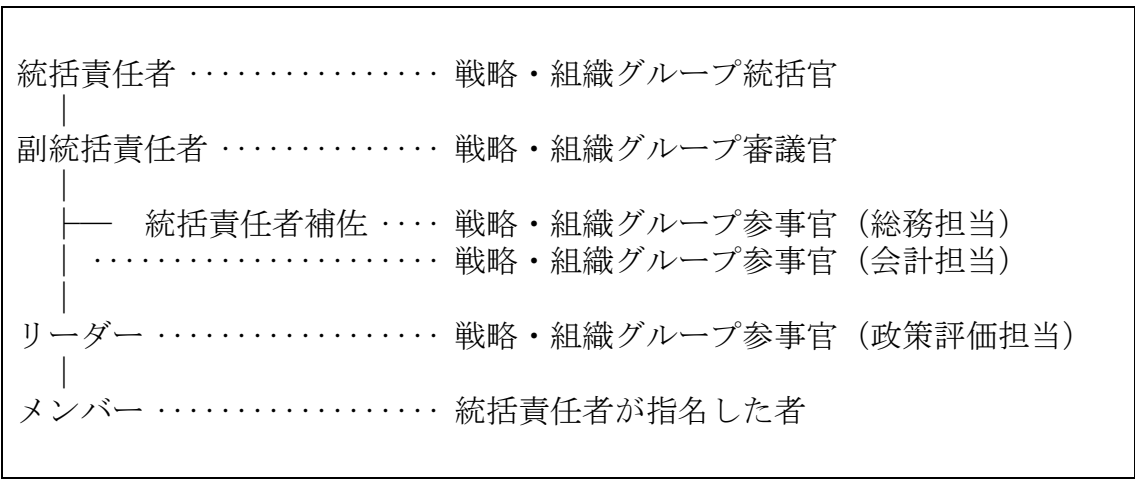
4 行政事業レビュー

次のとおり、行政事業レビューを行うものとする。

4.1 取組体制

政策評価及び行政事業レビューを担当する組織として、戦略・組織グループ

に政策評価・行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)を置く。
チームは次の者から構成するものとする。



5 取組の進め方

5.1 外部有識者による政策評価等

1) 政策評価・行政事業レビュー有識者会議の開催

デジタル庁政策評価・行政事業レビュー有識者会議開催要綱に基づき、行政事業レビューにおける公開プロセスを含め、政策評価・行政事業レビュー有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催するものとする。

2) 評価結果等の反映

当庁は、有識者会議で得られた評価結果等については、計画、予算、定員、実員、アプローチ（政策手段）等に適宜反映させるものとする。

5.2 行政事業レビューシートの作成等

当初予算及び補正予算を要求し、又は要求した事業について、行政事業レビュー実施要領及び行政事業レビューシート作成要領に基づき、本行動計画のスケジュールに沿って、次のとおり、行政事業レビューシートの作成等を行うものとする。

1) 行政事業レビューシートの作成の単位

行政事業レビューシートの作成は、予算事項の単位を基本とする。なお、一括計上予算においては、情報システム ID を発行されている事業の単位を基本とする。

2) 行政事業レビューシートの作成等

- ① 各事業担当組織は、レビューシートを作成するものとする。
- ② チームは、本レビューシートについて、有識者会議の委員に対して、所見を求めるとともに、チームはレビューシートの点検を行うものとする。
- ③ 点検結果については、必要に応じて、概算要求、予算執行等へ反映するものとする。
- ④ 点検結果は、デジタル庁のウェブサイトへ掲載し、公表するものとする。

6 今期のスケジュール

今期の主なスケジュールは次のとおりとする。なお、下記スケジュールは本計画策定時の想定スケジュールであり、状況に鑑みた変更も可とする。

2025 年

- | | |
|------|---|
| 1～5月 | 有識者会議公開プロセス対象事業選定
有識者会議開催
有識者会議暫定報告書とりまとめ
行政事業レビューシートの作成開始 |
| 5～6月 | 有識者会議（公開プロセス）開催 |
| 7月 | 有識者会議報告書とりまとめ
有識者会議（講評、検討状況報告）開催 |
| 8月 | 行政事業レビューシート公表 |

7 附則

1) 施行日

本計画は、2025 年（令和 7 年）1 月 1 日から施行するものとする。